

### 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出 別表2

1. がん治療連携指導料
2. 夜間休日救急搬送医学管理料
3. 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
4. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
5. CT撮影及びMRI撮影
6. 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
7. 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
8. 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
9. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
10. 入院ベースアップ評価料
11. 酸素単価

令和7年7月1日現在